

●香川県選挙管理委員会告示第65号

平成22年8月29日執行予定の香川県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成22年7月16日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

1 被登録資格の決定の基準となる日

平成22年8月11日（ただし、年齢については、平成22年8月29日で算定する。）

2 登録の日

平成22年8月11日

3 縦覧期間

平成22年8月12日